

## 緊急事態宣言地域外も含めたすべての地域の飲食店や関連事業者に 対する支援に係る緊急要望

年末年始の新型コロナウイルス感染症の急拡大を受けて、1月から11都府県において緊急事態宣言が発出され、感染拡大の起点とされる飲食店に対して営業時間短縮要請が行われた。こうした取組の結果、国民や事業者の協力もあり、2月7日をもって栃木県、2月28日をもって6府県、3月21日には残る1都3県についても緊急事態宣言が解除されたが、一方で、新型コロナウイルスの変異株が広がりを見せるなど、予断を許さない状況が続いている。

国は、営業時間短縮要請を行い、地域の事業者に協力金を支出する都道府県に対し、協力要請推進枠として地方創生臨時交付金を追加配分しているが、緊急事態宣言の対象地域とそれ以外の地域ではその金額に差がある。また、営業時間短縮要請によらず、感染拡大防止に取り組んでいた地域においては、売上げが減少しているにもかかわらず、協力金に相当する支援が受けられていない。

緊急事態宣言地域のみならず、全国において国民、事業者、行政が連携し感染拡大を抑え込む努力を行ってきた中で、地域によって得られる支援に差がある現状となっている。国においては、緊急事態宣言地域外も含めたすべての地域の事業者に対して、実効性のある支援策を講ずるべきである。

については、下記について、緊急に要望する。

### 記

1. 緊急事態宣言の有無に関わらず危機的な状況にある地域の飲食店や関連事業者に対して、下記により速やかに支援すること。
  - ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において緊急事態宣言地域外となっていた飲食店や関連事業者においても活用できる新たな特別枠を創設すること。
  - ・一時支援金について、緊急事態宣言地域内の飲食店との取引等の要件撤廃も含め、営業時間短縮要請を受けていない飲食店や観光・宿泊・交通も含めた関連事業者を幅広く支給対象とすること。また、支給額の上限引上げや売上げ要件の緩和等を行うとともに、不要不急の外出・移動の自粛による影響に係る要件については、弾力的かつ柔軟な運用を図ること。
  - ・持続化給付金及び家賃支援給付金の再度の支給を行うこと。加えて、持続化給付金とは別に、飲食店等を対象とした事業規模に応じた給付制度を創設すること。
2. 感染の再拡大は、既に危機的な状況に置かれている飲食店や関連事業者にとっては致命的となるため、特に警戒しなければならない。新型コロナウイルスの封じ込めに向け、今後も積極的疫学調査や変異株の確認を含めたPCR検査の着実な実施など、国を挙げた体制整備等に取り組むこと。

令和3年3月26日

中核市市長会